

カトリック新潟教区
〒951-8106
新潟市中央区東大畑通一番町 656 番地
TEL 025-222-7457
FAX 025-222-7467

DIOCESE OF NIIGATA
656 ICHIBANCHO, HIGASHIOHATA-DORI
CHUO-KU, NIIGATA-SHI
951-8106 JAPAN

カトリック新潟教区のみなさま

カトリック新潟教区 使徒座管理者
大司教 菊地功
2020年5月15日

教会活動の再開に向けて

新潟県・山形県・秋田県を対象にした緊急事態宣言が、5月14日に解除されました。

したがって、教会活動を段階的に再開します。

感染には波があり、専門家によれば感染が再び拡大する可能性も指摘されています。そこで、その時々状況に応じて、慎重かつ柔軟に対応する必要があります。

以下の条件で、教会活動を再開するよう準備してください。5月24日以降、準備が整ったところから活動を再開することができます。

なおこれは原則であって、それぞれの地域と小教区で状況が大きく異なりますので、実状に応じたふさわしい対応をお願いいたします。基本は、「感染しない、感染させない」ことです。

1: 聖堂内で、互いに1.5から2メートルほどの距離を保つこと。それが不可能な場合は、聖堂を典礼に使うことはできません。

2: 高齢で持病(基礎疾患)のある方には、いのちを守ることを優先して、しばらくの間は、自宅にとどまってくださるようお願いいたします。

3: 当初から行われてきた手指消毒など感染症対策を充分に行い、換気を保ち、しばらくの間はマスクを着用してください。

4: しばらくの間、ミサなどで、聖歌を「全員で一緒に歌う」ことを控えてください。オルガン独奏や、独唱は可能だと思います。

5: ミサ以外では、20名程度までの集まりであれば、上記のような対策をした上で、時間をなるべく短くして行ってください。

こういった条件や制約に協力頂くことが難しい場合には、当該小教区の教会活動再開を、当分の間、断念せざるを得ない場合も出てまいります。お互いのいのちを守るために必要な行動です。どうかご理解と、ご協力をお願いいたします。